

5. 税金<市などに 払う お金>

日本に 住んでいる人や 働いている人は、税金を 納めます。日本の 税金は、大きく 分けると 2種類 あります。「国税」は、国に 納める 税金です。「地方税」は、県や 市に 納める 税金です。

(1) 市県民税 (住民税)

税務課 市民税第一係 ☎ 0749-65-6524

1月1日に 住んでいる 市に 納める 税金です。税金の 金額は、前の 年(1月1日から12月31日) の 給料 などで 決まります。詳しいことは、市役所の 税務課に 聞いて ください。

(2) 市県民税の申告

毎年2月 中 旬 から 3月 中 旬 までに、市役所で 申告<その年に 払う 税金を 決める 手続き>を してください。詳しいこと(日や場所など)は、広報紙などで お知らせします。

(3) 固定資産税・都市計画税

税務課 資産税第一係、第二係 ☎ 0749-65-6523

・固定資産税は、毎年1月1日に 土地、家などを 持っている人が、市に 納める 税金です。
・都市計画税は、土地や 家が 市街化区域(市の 中心になる場所)に あるとき、納める 税金です。固定 資産税と 一緒に 納めます。詳しいことは、市役所の 税務課に 聞いて ください。

(4) 軽自動車税(種別割)

税務課市民税第二係 ☎ 0749-65-6508

毎年 4月1日に ①②③を 持っている人が 市に 納める 税金です。

- ①原動機付自転車
- ②軽自動車
- ③二輪の小型自動車・小型特殊自動車



(5) 納税 <税金を 納める>

市税<市に 納める 税金>は、市役所、銀行、コンビニエンスストアで 納めることが できます。

◆市税の 納期限 <納める 期限>

納期限<納める期限>は、それぞれの月の最後の日です。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
しけんみんぜい 市県民税			かいめ 1回目			かいめ 2回目		かいめ 3回目		かいめ 4回目		
こていしさんぜい 固定資産税 としけいかくぜい 都市計画税		かいめ 1回目		かいめ 2回目			かいめ 3回目		かいめ 4回目			
けいじどうしゃぜい 軽自動車税		すべ 全て										

期限までに税金を納めてください。期限までに納めなかった場合、もっとお金を納めなければいけません。気をつけてください。

◆口座振替が便利です

税金を納めるのを忘れないようにするには、口座振替が便利です。口座振替は、銀行から自動で納めることです。下に書いてある銀行や、市役所の税務課（または北部合同庁舎くらしの窓口課、各支所）で申しこむことができます。



◆口座振替や、窓口で納めることができる銀行

しがぎんこう 滋賀銀行	おおがききょうりつぎんこう 大垣共立銀行	ながはましんようきんこ 長浜信用金庫	かんさいぎんこう 関西みらい銀行
きょうとぎんこう 京都銀行	きたのうきょうきょうどう 北びわこ農業協同組合	れーくいぶきのうきょうきょうどうくみあい レーク伊吹農業協同組合	しがけんしんようくみあい 滋賀県信用組合
きんきろうどうきんこ 近畿労働金庫	しがけんみんしんようくみあい 滋賀県民信用組合	ぎんこう ゆうびんきょく ゆうちょ銀行・郵便局	

◆コンビニでも納めることができます（30万円より少ないときだけです）

・バーコードがある納付書＜納めるときに使う紙＞は、コンビニエンスストアでも納めることができます

せぶん いれぶん セブン-イレブン	ろーそん ローソン	ふぁみりーまーと ファミリーマート	みにすとっぷ ミニストップ	でいりーやまざき デイリーヤマザキ
やまざきでいりーすとあ ヤマザキデイリーストア	すりーえいと スリーエイト	こみゆにていすとあ コミュニティ・ストア	ぽぷら ポプラ	せいかつさいか 生活彩家
くらしはうす くらしハウス	にゅやまざきでいりーすとあ ニューヤマザキデイリーストア	MMK設置店※		

※長浜市の MMK（マルチメディアキオスク）設置店は、イオン長浜店です。

◆クレジットカードなどでも納めることができます（30万円より少ないときだけです）

・クレジットカード・インターネットバンキング・PayPay・LINE Payで納めることができます。スマートフォンのアプリで、納付書＜納めるときに使う紙＞のバーコードを読み取ると、いつでもどこでも納めることができます。

※クレジットカードなどで保険料を納めたときは、領収書＜保険料を納めたことを証明する書類＞が出ないので気を付けてください。

◆日本の外へ引っ越すとき

日本の外へ引っ越す前に、まだ納めていない税金を全部納めてください。または、税務課で「納税管理人」（本人のかわりに税金の手続きをする人）の手続きをしてください。

(6) 納税証明書・所得証明書

納税証明書＜税金を納めたことを証明する書類＞や、所得証明書＜前の年の給料を証明する書類＞をもらいたい人は、市役所の市民課（または北部合同庁舎くらしの窓口課、各支所）で手続きをしてください。

◆証明書をもらうために窓口に持っていくもの

・本人確認できるもの（パスポート、在留カード、運転免許証など）

・1通 300円

※本人または同じ家庭の人が手続きできます。それ以外の人のときは、委任状＜かわりの人にたのむことをかいた紙＞が必要です

◆コンビニで所得証明書を取る（もらう）ことができます

・マイナンバーカードを持っている人は、コンビニのマルチコピー機で所得証明書を取ることができます。

・1通 150円